

## 第 1 章 総則

### (趣旨等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第 40 条及び公立大学法人大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則（以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第 34 条の規定に基づき、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員の兼業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、教職員就業規則第 2 条第 1 項に定める教職員及び教職員就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に定める特定有期雇用教職員（特定有期雇用教職員就業規則第 2 条第 2 項第 8 号に掲げる者を除く。以下「教職員」という。）に適用する。

### (原則)

第 2 条 教職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利を目的とする私企業を営むことはできない。

2 前項以外のいかなる事業又は事務に従事する場合においても、この規程に基づいて、理事長の許可を要する。ただし、この規程に規定する権限の一部について、予め指定する者に専決させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、無報酬の場合は第 13 条第 2 項及び第 14 条に定める場合を除いて、許可を要しない。

## 第 2 章 営利企業の役員等の兼業

### (定義)

第 3 条 前条第 1 項における兼業とは、報酬の有無にかかわらず、次に掲げる場合をいう。

(1) 教職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体(商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。商法上の会社のほか、法律によって設置される法人等で、主として営利活動を営むもの（以下「営利企業」という。))の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねること（以下「営利企業の役員等兼業」という。)

(2) 教職員が自ら営利企業を営むこと(自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合も含む。)(以下「自営の兼業」という。)

この場合において、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあつ

ては次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱う。

なお、不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営にあたるかどうか判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数賃貸料収入の額全体により判断する。

① 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること

イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること

ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること

② 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること

イ 駐車台数が10台以上であること

③ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額）が年額500万円以上である場合とする。（賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来一年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは家賃収入等をいい、経費等を控除した後の額ではなく、賃貸する際等における一年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など）が500万円以上となる見込みであれば自営にあたるものとする。）

④ ①又は②に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合（不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建てアパート二室相当、土地一件又は駐車場一台をアパート一室相当として換算し、これらを合計して十室相当以上となるときは、この場合の自営にあたるものとする。）

**（営利企業の役員等の兼業許可の例外）**

第4条 次に掲げる教職員が行う兼業については、第2条第1項にかかわらず、理事長が特に認めた場合、許可することがある。

- (1) 技術移転事業者（営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。第5条第2項第2号において「承認事業」という。）を実施するものをいう。）の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職（以下「技術移転事業者の役員等」という。）

を兼ねる場合

- (2) 研究成果活用企業(営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、教職員の研究成果を活用する事業)の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合
- (3) 株式会社又は有限会社(以下「株式会社等」という。)の監査役又は社外取締役の職を兼ねる場合

#### (営利企業の役員等兼業における許可基準)

第5条 前条の兼業の場合においては、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合することを要する。

- (1) 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を生じないこと
- (3) 教職員の占めている職と申請にかかる兼業先の企業(当該企業が商法(明治32年法律第48号)第211条の2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。)との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (4) 教職員が当該申請にかかる兼業先の企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと
- (5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと
- (6) 兼業により、本法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと

2 前条第1号にかかる兼業の許可については、前項に定める基準のほか、次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 技術移転を行おうとする教職員が、技術に関する研究成果又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること
- (2) 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として承認事業に関係するものであること

3 前条第2号にかかる兼業の許可については、前項に定める基準のほか、次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 申請にかかる教職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること
- (2) 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること
- (3) 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容に、法人に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に係る業務を除く。)が含まれていないこと

4 前条第3号にかかる兼業の許可については、前項に定める基準のほか、次の各号すべて

に該当する場合とする。

- (1) 申請にかかる教職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役又は社外取締役の職務に従事するために必要な知見を教職員の職務に関連して有していること
- (2) 教職員は、職務上知り得た秘密を漏らさないこと

### **(自営の兼業の許可基準)**

第6条 第2条第1項にかかわらず、教職員が行う自営の兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると理事長が認めるときは、これを許可することができる。

- (1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合
  - ① 教職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと
  - ② 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む。）により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
  - ③ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合
  - ① 教職員と当該事業との間に物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと
  - ② 教職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
  - ③ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること
  - ④ 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと
  - ⑤ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと
  - ⑥ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

## **第3章 その他の兼業**

### **(教育に関する兼業)**

第7条 第2条第2項において、教職員は、理事長に許可を得て教育に関する兼業を行うことができる。

2 前項の教育に関する兼業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学校、専修学校又は各種学校の長及びこれらの教育施設の教職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する者の職を兼ねる場合
- (2) 図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の教職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合

- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる委員会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
  - (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の教職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合
  - (5) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、原則として許可しない。
- (1) 学校、専修学校、各種学校の長を兼ねる場合
  - (2) 図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
  - (3) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長又はその他の役員の職を兼ねる場合
  - (4) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合
  - (5) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
  - (6) 地方公共団体の教育委員会その他の執行機関の委員を兼ねる場合
  - (7) 地方公共団体その他の団体の常勤の職につく場合

#### **（教育に関する兼業以外の兼業）**

第8条 第2条第2項における兼業においては、次の各号のいずれかに該当するものは原則として許可できない。

- (1) 営利企業の事業に関与する場合
- (2) 営利企業以外の事業の職で職責が重大で、次に掲げるものに該当する場合
  - ① 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長、医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
  - ② 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
  - ③ 一般社団法人、一般財団法人及び法人格を有しない団体（以下「社団・財団法人等」という。）の役員（会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員等）を兼ねる場合
- (3) 部局長が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- (4) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合

(5) 地方公共団体その他の団体の常勤の職に就く場合

**(教育に関する兼業以外の兼業許可の例外)**

第9条 前条第1号にかかわらず、次の場合には理事長は許可することができる。

- (1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- (2) 法人が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のため契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられるもの
- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 公益性が強く法令又は条例で学識経験者から意見聴取を行うことを義務づけられている場合
- (6) 技術移転事業者(大学等技術移転促進法第2条第1項にいう特定大学技術移転事業者並びに同法第12条第1項及び第13条第1項にいう認定事業者をいう。以下同じ。)が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

2 前条第2号③にかかわらず、次の場合においては、理事長は許可することができる。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする社団・財団法人等の職を兼ねる場合
- (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係がある社団・財団法人等の職を兼ねる場合
- (3) 学内に活動範囲が限られた社団・財団法人等及びこれに類するものの社団・財団法人等の職を兼ねる場合
- (4) 育英奨学に関する社団・財団法人等の職を兼ねる場合
- (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする社団・財団法人等の職を兼ねる場合
- (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする社団・財団法人等で、著しく公益性が高いと認められるものの職を兼ねる場合

**(教育に関する兼業、それ以外の兼業の許可基準)**

第10条 教職員から第2条第2項の兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときに、理事長はこれを許可することができる。

- (1) 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため 職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと
- (3) 教職員が申請に係る兼業先との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可

- 等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと
- (4) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

## 第4章 兼業の期間

### (許可する期間)

第11条 兼業を許可する期間は、原則として1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令等に任期の定めのある職につく場合は、4年を限度として許可することができる。

## 第5章 短期間の兼業

### (短期間の兼業)

第12条 兼業にかかる従事日数が10日未満の場合には、理事長への許可申請を要しない  
ただし、医学部附属病院において診療に従事する教員については、医学部附属病院長を通じて部局の長に申請するものとする。

- 2 前項の日数の算定にあたっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

- 3 第1項に該当する場合であっても、長期間継続する任期を有する職を兼ねる場合には、通常の兼業として取扱い、理事長の許可を要する。

## 第6章 従事時間

### (従事時間の取扱い)

第16条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、勤務時間内において他の事業に従事することができる。ただし、勤務時間内に他の事業に従事した場合については、給与を減額する。

### (勤務時間内の他の事業への従事)

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するもので無報酬の場合は、理事長の許可を得て勤務時間内に職務として従事することができる。

- (1) 国又は地方公共団体に置かれる審議会委員等（地方公共団体の教育委員会等執行機関の委員会を除く。）の職を兼ねる場合
- (2) 教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人、社団・財団法人等の各種の委員等で特に公益性が高いと認められる職を兼ねる場合

## 第7章 雑則

### **(許可申請手続き)**

第 15 条 許可にかかる申請手続きは別に定める様式により部局の長あて提出するものとする。

### **(兼業の報告)**

第 16 条 理事長は、必要があると認めるときは、教職員又は当該教職員の所属する部局の長に兼業の実施状況について報告を求めることができる。

### **(施行の細目)**

第 17 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 38 条及び

教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 17 条に基づき既に許可を受けている兼業については、この規程による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成 20.12.1 規程 98）

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21.4.1 規程 23）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22.12.1 規程 119）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24.4.1 規程 31）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26.10.27 規程 96）

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。